

電波再配分のための給付金算定に関する 基本方針（案）

平成15年6月11日

総務省総合通信基盤局

電波再配分のための給付金算定に関する基本方針(案)

第1章 始めに

- 1 総務省では、無線アクセスなどの新規の電波需要に積極的に対応するため、昨年の電波法の改正により導入された電波の利用状況の調査公表制度に基づき、電波の再配分の実施を検討することとしている。

すでに、先行調査として 5GHz 帯を中心として電気通信事業者が中継系固定局に使用している電波帯域について電波の利用状況の調査を実施し、本年5月14日に調査結果に基づく評価を公表したところである。

また、3.4GHz 帯を超える電波帯域についての本格的な利用状況調査も、平成15年度から既に開始しているところである。

- 2 一方、電波の再配分を実施すると、既存の電波利用者にとっては、過去に投資して取得・建設した無線設備が使えなくなるほか、撤去費用、新規設備の取得など、経済的な費用負担が生じるおそれがある。

このため、総務省は、電波の迅速な再配分を円滑化する観点から、一定の場合には、既存の電波利用者の経済的な損失等を補填するための給付金制度の導入を検討しているところである。

電波再配分に関する給付金制度の導入については、これまでも電波有効利用政策研究会の第一次報告書などにおいて、その基本的な枠組みが提言されているところである。しかしながら、実際に、給付金額を算定するに当たっては、多種多様な無線局の実態や実情を勘案して、具体化を検討する必要があると考えられる。

- 3 そこで、本年2月から、総合通信基盤局電波部長の研究会として、「電波再配分のための給付金制度の具体化に関する研究会」(座長：多賀谷 一照 千葉大学副学長・法経学部教授)を開催し、当面、電波再配分の検討対象となることが想定されるマイクロ波帯の中継系固定局やレーダを主な検討対象として、給付金の算定方式のあり方について議論・検討を進め、第3章に掲げる基本方針案を取りまとめたものである。

当研究会は、本日、電波再配分のための給付金算定に関する基本方針案を広く国民に公表し、国民の意見を踏まえた上で、最終報告書を取りまとめることとしたものである。

第2章 給付金制度の基本的な枠組み

当研究会は、総務省から示された以下の「給付金制度の基本的な枠組み」を前提条件として、今回の電波再配分に係る給付金算定の基本方針案を取りまとめたものである。

- 1 原則、電波の再配分計画の公表から、5年以内に既存の電波利用の最終使用期限を迎える再配分形態を、給付金支給の検討対象とする。ただし、一定の無線局については、最終使用期限まで5年以上の期間が用意された再配分形態であっても、例外的に、給付金支給の対象とする適否を、その実態や耐用年数等も勘案し、客観的な基準の作成も含め、検討する。
- 2 本給付金の基本的な性格は、損失補償的性格を有するものとする。また、その算定対象の範囲は、電波利用者は、国民の共有の電波資源を一時的に利用することが認められたものに過ぎず、かつ、電波利用に対する使用料を支払っていないこと等を勘案し、補償の範囲には、電波の使用権に係る対価補償は含まず、いわゆる付随的な損失(電波法第71条の規定に基づく総務大臣による周波数移行命令の場合における通常生ずべき損失)に限定することを基本として、検討を進めることとする。

この場合、給付金額は、個々具体的な損失額に対応するものではなく、通常、生じることが想定される損失額を事前に客観的に定型化した算定方式に基づき計算した額とする。ただし、総体としては、既存の電波利用者にとって、損失が生じない水準の額とすることが必要である。

- 3 以上を踏まえ、給付金額算定の検討対象は、電波利用の継続を期待して無線局建設等のために投資したにもかかわらず、政策転換の結果、回収が見込めなくなった投下資本の未回収部分(残存簿価等)や、設備の撤去費用、さらには、新規設備の前倒し取得に伴う金融費用等となる。
- 4 また、給付金の算定期限及び支給期限は、電波の最終使用期限において支給額を算定し、同期限において支給することを原則とするが、既存の電波利用者に対する電波利用の早期終了に関してインセンティブを付与する観点から、同原則を見直すことは、検討課題である。
- 5 給付金の財源には、ひとまず電波利用料を充てるとともに、少なくとも費用の5割以上は、再配分後の電波を利用する新規免許人などの電波利用者(受益者)が負担することとする。

給付金制度の基本的な枠組みに関する詳細な議論の経緯は、電波有効利用政策研究会の第一次報告書及び関連する議事録等(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/yuko/index.html)を参照願います。なお、本章は今回の意見募集の対象ではないので、ご留意願います。

第3章 給付金算定の基本方針案

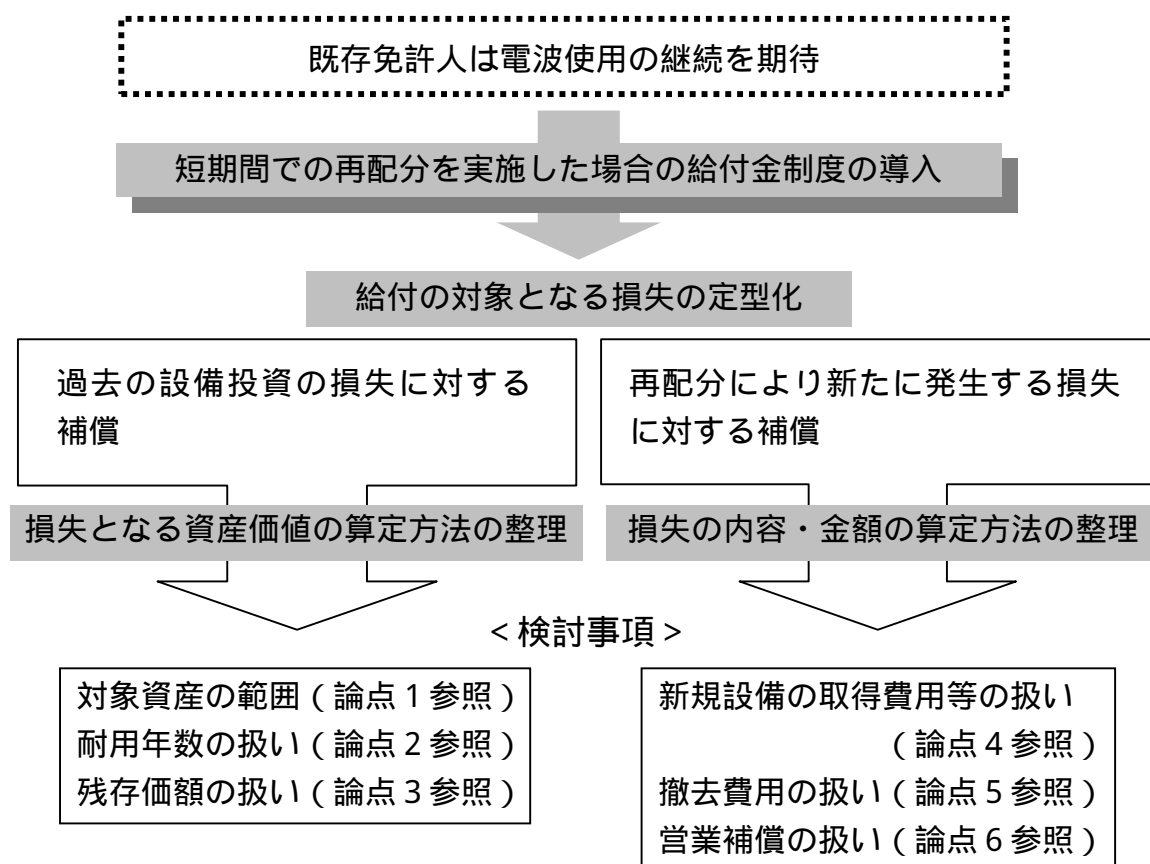
当研究会において、主にマイクロ波帯を使用する中継系固定局やレーダに関する給付金の算定方式のあり方について検討を進め、その基本方針(案)を以下のとおり取りまとめた。(参考資料1参照)

なお、電波の利用状況調査・公表制度の結果を踏まえた電波の再配分制度の実施対象となる無線局は、中継系固定局やレーダ以外にも想定され、かつ、その実施態様も多種多様な形態が想定される。

中継系固定局等以外の無線局の算定方式については、当該無線局の態様や実態等を踏まえた上で、政府において、今回の基本方針を参考として、社会通念に照らし適切な方式を策定するものとする。

1 原則

- (1) 給付金の対象となる電波再配分の形態は、原則として、電波の再配分計画の公表から5年以内に最終使用期限を迎えるものとする。
- (2) 給付金額は、「過去の設備投資の損失に対する補償」と「新たに発生する損失に対する補償」の合計額とする。



各論点は、第4章に記述

「過去の設備投資の損失に対する補償」

- ア 電波の再配分により撤去される無線設備について、最終使用期限における残存価値を給付対象とする。

残存価値 = 残存簿価 - 残存価額（取得価額の10%に相当）

- イ ただし、再配分計画の公表から、10年後において残存価値が残る場合は、当該10年後の残存価値を差し引いた金額を給付対象とする。

給付対象 = 最終使用期限における残存価値
- 計画公表から10年後における残存価値

- ウ なお、複数企業で異なる耐用年数や償却方法を用いている場合は、最も多く使用されている耐用年数等を用いて残存簿価等を算定する。

「新たに発生する損失に対する補償」

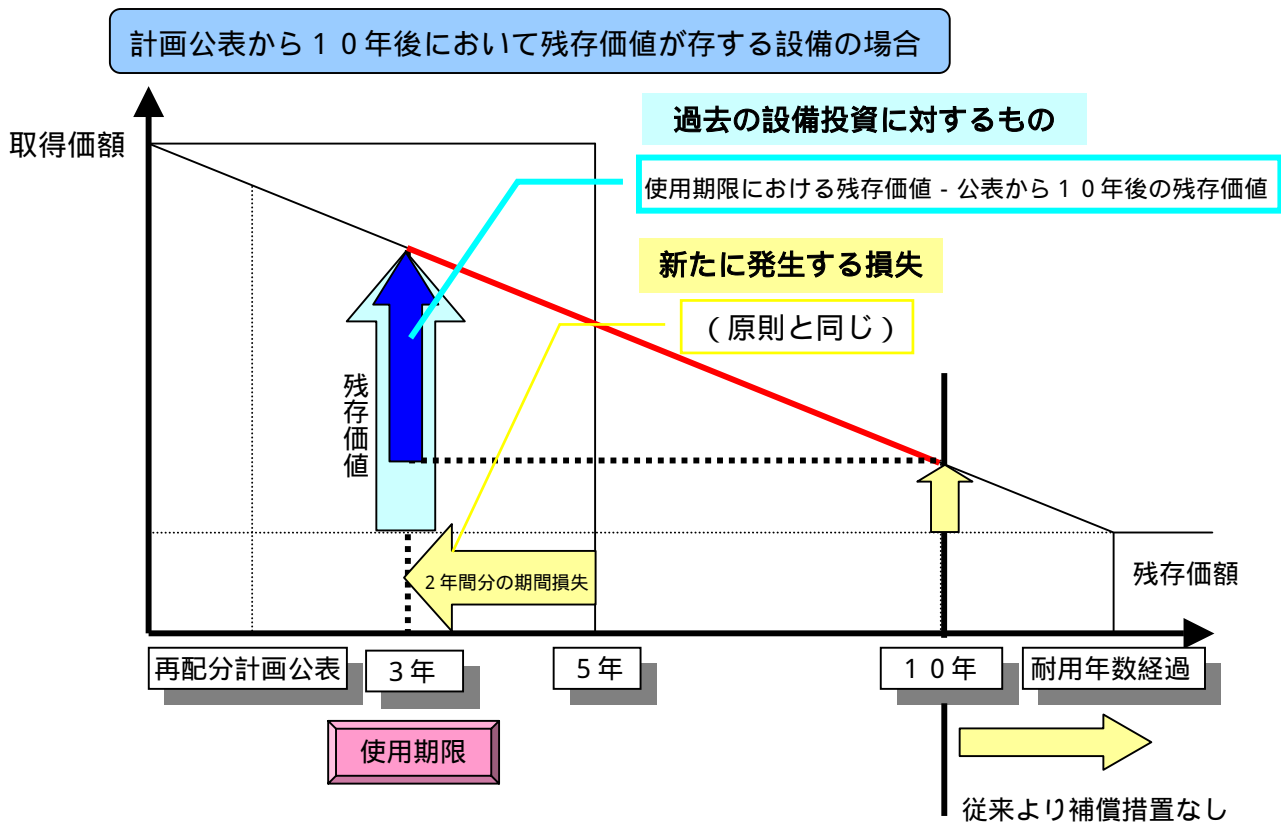
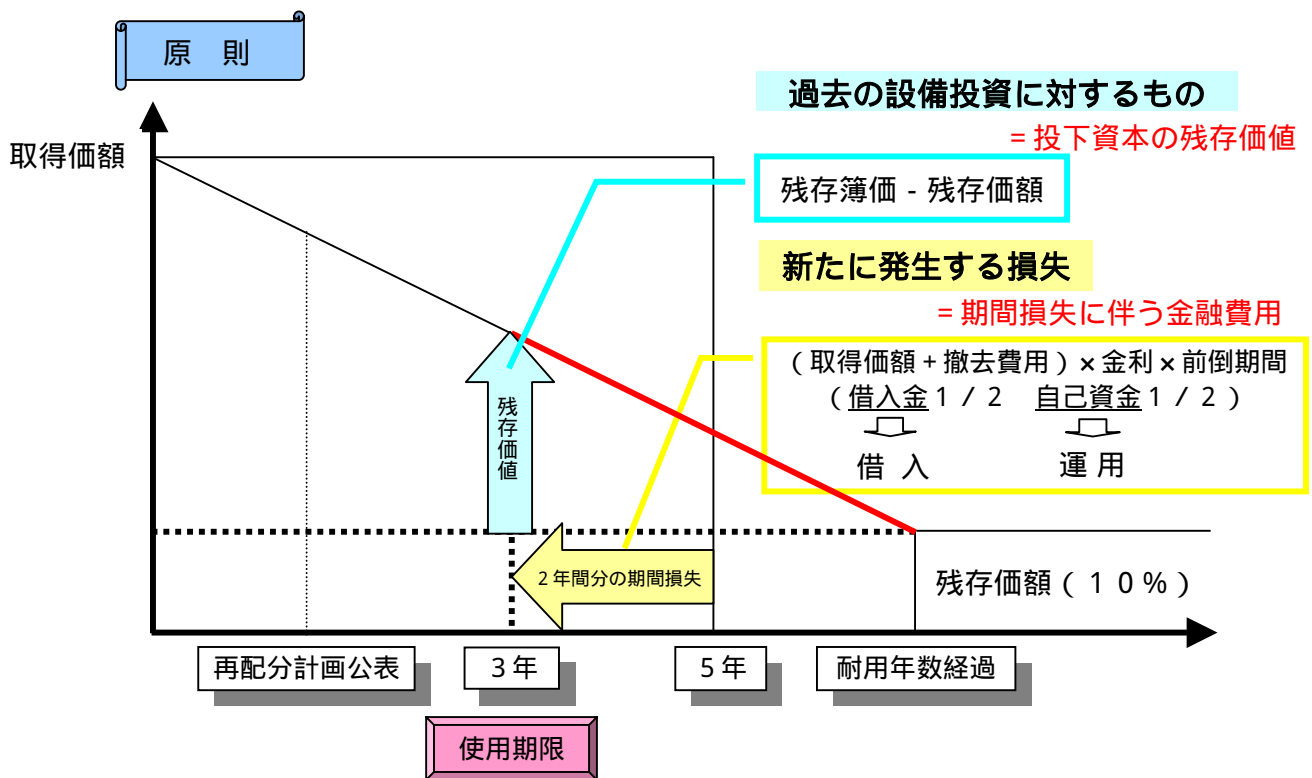
- ア 撤去費用及び新規設備の取得費用の合計額について前倒期間中の金融費用を給付対象とする。

金融費用 =

（新規設備の取得費用 + 撤去費用）× 金利 × 前倒期間

- イ 上記合計額の2分の1は借入金、残りは自己資金により賄うことを前提として算定し、撤去費用、新規設備の取得費用、前倒期間、適用利率は、それぞれ、以下によることとする。

- 1 撤去費用 類型化された設備ごとに、取り外し費用、運搬費用及び廃棄費用の合計額を定型化して定める金額とする。
- 2 新規設備の取得費用 撤去される設備の取得費用と同額とする。
- 3 前倒期間 再配分計画公表の5年後の時点（ただし、予め周波数割当計画においてこれ以前の時点に最終使用期限が定められている場合、当該使用期限）から再配分計画で新たに定めた最終使用期限までの期間
- 4 適用利率 原則として借入利率は、計画公表時点における長期プライムレートを適用する。ただし、対象免許人の実際の市場調達金利が長期プライムレートと大きく乖離する場合には、別途、諸事情を勘案して適切な利率を定めるものとする。
自己資金の運用利率は、定期預金の利率等を参考としつつ、前倒期間を勘案して定めるものとする。

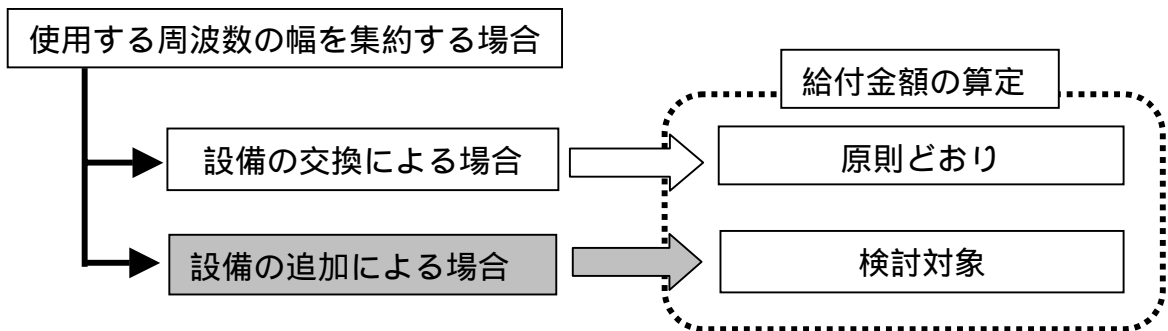


2 新たな設備の追加により対応する場合の取扱い

(1) 検討課題

レーダ等が使用する周波数帯域幅の圧縮を求める場合には、既存の無線設備を更改する方法以外にもフィルター等の設備を付加することにより、対応する方法があり得る。

ここでは、後者のケースに対応した算定方法について検討した。



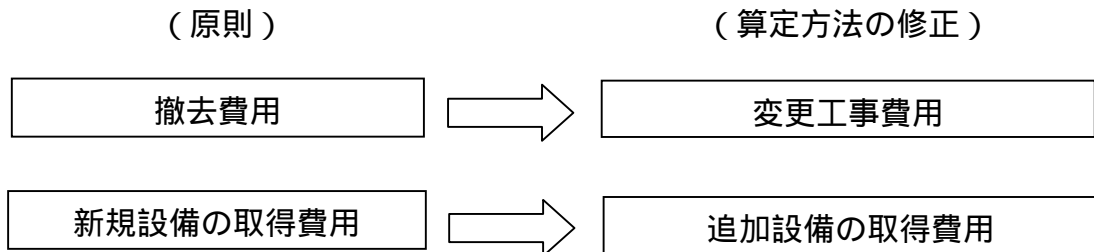
(2) 給付対象

使用する周波数帯域幅を圧縮するために設備の追加する場合には、追加する設備の前倒取得に伴う金融費用を給付対象とする。

算定方式は、給付金算定における金融費用算定式(1(2) 参照)を基に、「撤去費用」を「変更工事費用」と、「新規設備の取得費用」を「追加する設備の取得費用」と修正した式を適用する。

金融費用 =

$$(\text{追加設備の取得費用} + \text{変更工事費用}) \times \text{金利} \times \text{前倒期間}$$



3 例外的給付 (論点7参照)

鉄塔・局舎等のその建設等に多額の投資を伴い、かつ、その耐用年数も長期である設備等については、計画公表から5年を超え10年未滿の時点において、既存の電波利用の最終使用期限を設定する再配分形態であっても、「1原則」にかかわらず、例外的に給付金算定の検討対象とする。

ア 原則としてウの要件を満たす鉄塔、局舎等の設備については、「過去の設備投資に対する補償の金額」を給付対象とする。

なお、期間損失は算定対象に含めない。

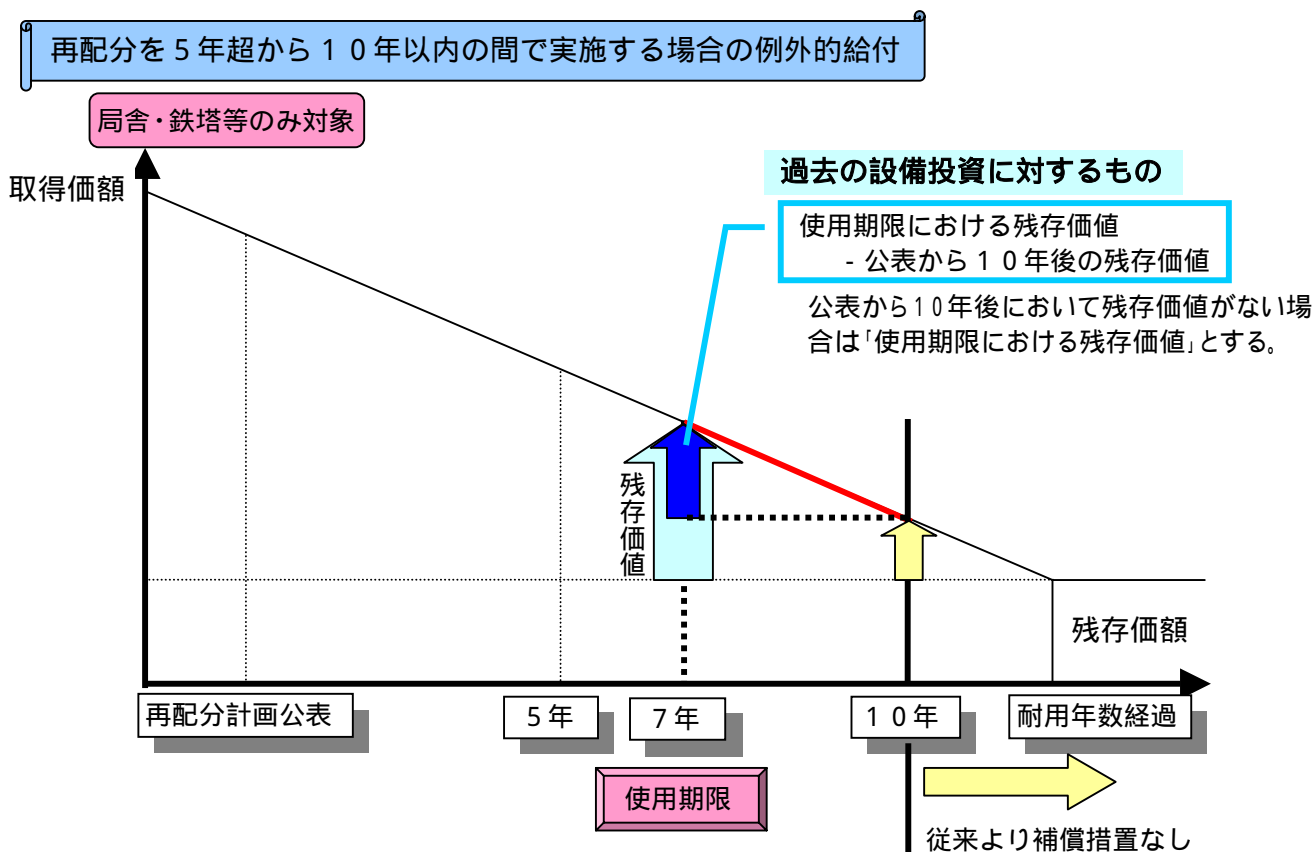
イ ただし、具体的な給付対象は、最終使用期限における残存価値から、計画公表後の10年後の時点における残存価値を差し引いた額とする。

ウ 原則として、給付対象設備は以下の2の要件を満たすものとする。

1 建物又はアンテナの支持物(鉄塔等)であること。

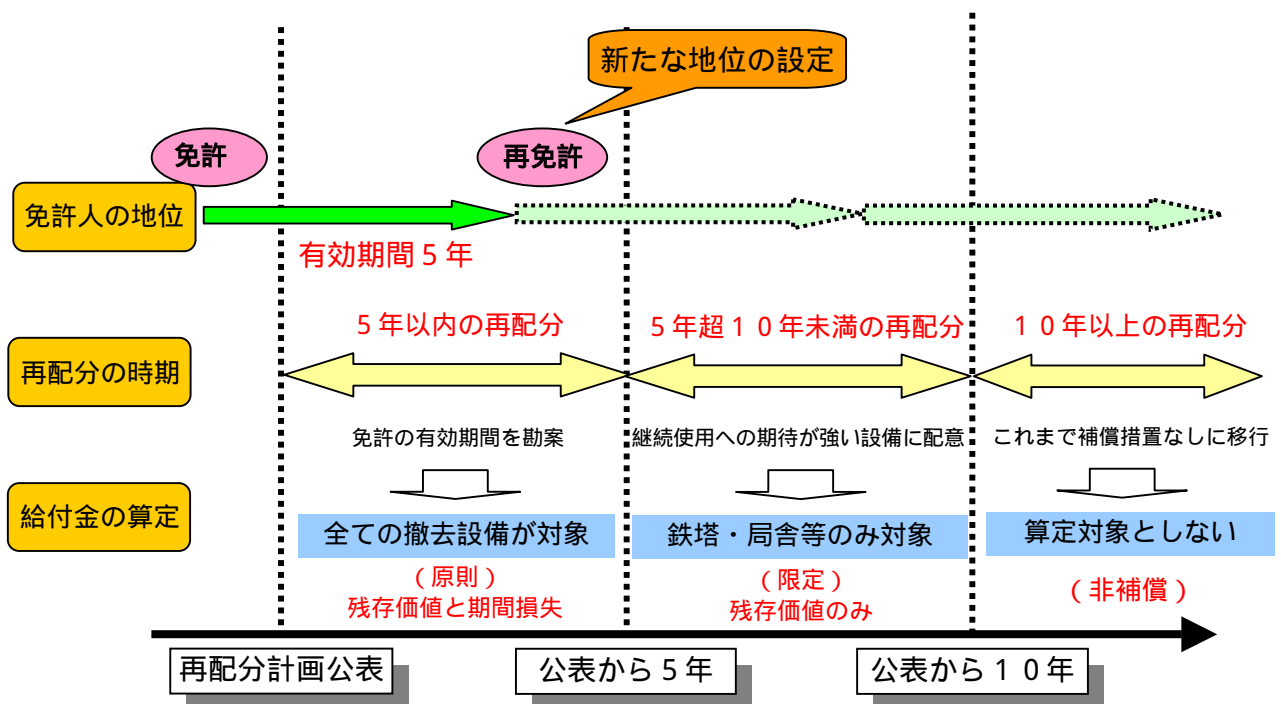
2 法定耐用年数が20年以上であること(参考資料2参照)

なお、対象となる複数企業で異なる耐用年数を用いている場合は、最も多く使用されている耐用年数を適用する。



公表から5年以上経過しているため期間損失はないものとする。

給付金制度の基本的考え方



4 インセンティブ付与 (論点8参照)

電波再配分の形態が、既存の電波利用者が最終使用期限より前倒しして、電波利用を終了することにより、これに対応して、早期の新規参入が可能となる場合は、電波利用の前倒し終了を促進するためのインセンティブを付与することも有効と考えられる。

具体的には、給付金額の算定は、最終使用期限における電波利用の終了を前提として算定するが、その給付金の支給時期は、最終使用期限ではなく、実際の撤去日とすることが一案として考えられる。

論点1 対象資産の範囲

現実の無線局の運用では、主に無線送受信設備から成る無線設備部のほか、アンテナやこれを支える鉄塔などのアンテナ部、電源設備部、これらの設備を収容する局舎、更には局舎周辺の道路など様々な設備が一体となって使用されている実態がある。

こうした実態を踏まえつつ、給付金額算定に当たっての対象資産の範囲については、

電波再配分により、通常、撤去されることとなる無線設備部やアンテナ本体を対象設備とするが、無線局の運用を維持するために直接必要な資産とまでは言えない局舎周辺の道路等は対象資産としない点は、構成員間で概ね意見の一致が見られた。

しかしながら、局舎や鉄塔等の扱いについては異なる意見が見られた。
具体的には、

- a) マイクロ波固定局について、再配分対象の周波数が100MHz程度に留まる場合、これに相当する無線設備等は撤去されるが、他の周波数帯に使用する無線設備等は引き続き使用可能であるため、局舎や、鉄塔等は、通常、撤去されない。
しかしながら、再配分の結果、局舎、鉄塔等の資産価値は低下しており、また、最初の再配分の段階では、局舎、鉄塔等が給付金算定の対象とならないが、最後の再配分では、局舎、鉄塔等が算定対象となり、給付金額の平準化が図れない。そこで、使用周波数帯幅における再配分対象の周波数帯幅の割合を勘案して、現実には撤去されない局舎、鉄塔等も算定対象に加えるべきとする意見と
- b) 対象資産は、電波法上、免許審査の対象となる資産に限るべきであり、審査対象に含まれない局舎、鉄塔等は給付金の算定対象資産に含める必要はないとする意見
- c) 対象資産は、形式的に電波法審査の対象になっているかどうかではなく、他の法令上の要請や実態を勘案して、当該設備が無線局の運用を維持するために直接必要であるかどうかで判断し、局舎、鉄塔等も対象資産としての検討対象に加える必要がある。ただし、対象となるのは、あくまで再配分により通常、撤去される設備に限る必要があるとする意見

の3つの意見が表明されたところである。

当研究会においては、

- ア 給付金の基本的な性格が、損失補償的な性格を有する点を勘案すれば、再配分によって「通常生じる損失」の対象設備と捉えることが適当であり、この場合、他制度における損失補償の実態を踏まえれば、免許・許可等の直接の対象になっていない場合であっても、通常、損失が生じる場合には補償対象とされていること
- イ 最初の再配分が実施されてから、最後の再配分が実施され、局舎、鉄塔等が撤去される事態に到るまでは、相当の期間が経過することが想定され、この場合、局舎、鉄塔等の残存簿価等も減少するはずであるため、給付金額の平準化はあまり問題にはならないと考えられること
- ウ 現実に撤去されない設備までを給付金の対象とすることは、結果として給付金の負担者となる電波利用者等の理解を得ることは困難であること

等の理由から、ひとまず c)の意見を採用することとし、複数回に分けて再配分を実施するケースにおける最後の再配分を実施した場合の給付金の算定のあり方については、将来の検討課題とすることとした。

論点2 耐用年数の扱い

給付金の残存簿価等の算定に用いる耐用年数や償却方法は、基本的には、実際に企業で用いられている税法上の耐用年数等を用いて算定することが実情を反映し、望ましいと考えられる。

しかしながら、電波再配分の対象となる企業群において、異なる耐用年数や償却方法を用いている実態がある場合には、その違いにより、給付金額の多寡が生じるのは公平感を欠き適当ではないと考えられる。

そこで、このような場合には、当該企業群において最も多く使われている耐用年数等を用いて給付金を算定することが適当であると整理した。

論点3 残存価値の扱い

残存価額の扱い

法定耐用年数の経過後においても、なお計上される残存価額（原則、取得費用の10%）については、迅速な再配分の結果発生する損失とまでは言えないことから、給付金額は、あくまで未償却価値（残存簿価から残存価額を差し引いた金額。以下、残存価値という。）を基に、算定することが適当と整理した。

10年後の残存価値の扱い

従来、10年以上の準備期間を設けて電波の再配分を実施する場合には、たとえ形式的に残存価値が存する場合であっても、既に投資は回収されたものとみなして補償対象としていない実態も考慮して、再配分計画の公表時点の10年後においても、なお残存価値がある場合には、最終使用期限における残存価値からこれを差し引くことが適当と整理した。

論点4 新規設備の取得費用等の扱い

電波の再配分基金制度を導入しているフランスの実例では、無線設備等の残存簿価を補償額の算定対象とはしない代わりに、実際に再配分の結果、必要となる設備投資（例えば、光ファイバの構築費用等）を全額借入金で賄うことを前提として、当該企業に現実に金融市場で適用される調達金利（約12%）を適用して、新規設備の前倒取得に伴う金融費用を補償対象としている（因みに、当該企業の業績が悪化すると、調達金利は高くなる。）

他方、我が国の土地収用における運用益損失の計算方法は、自己資金による新家屋等の購入を前提として、運用金利は過去20年間の10年国債利回りの平均（約4.5%）を用いて算定することとされている。

これらの類例等も踏まえつつ、当研究会では、新規設備の前倒し取得に伴う金融費用の扱いについて、以下のとおり整理することとした。

資金調達の方法

金融費用の算定に当たって、新規設備の取得等が、主として自己資金で賄われるのか、又は借入金によると考えるのかが重要な要素となる。

新規設備の取得等が、長期的な計画に基づき実施されるのであれば自己資金による資金調達を前提とできるが、今回は、給付金算定の対象となる電波再配分の形態では、既存の電波利用者は、その期待に反して迅速に再配分が実施されるため、自己資金で全てを賄うことは困難であり、借入金で賄う部分があると考えられる。

また、企業の実態においても、新規設備の取得等は、自己資金と借入金の双方を活用している点も考慮し、取得費用等の50%は自己資金、残りの50%は借入金により資金調達が行われるものと整理した。

新規設備の取得費用

無線利用から光ファイバなどに移行する場合、

ア 新規設備の取得費用は、既存の無線設備の取得費用より一般的に高額となる傾向が見られることから、現実に必要となる新規設備の取得費用を基に、算定する必要があるとする意見と、

イ 光ファイバ化等することにより、伝送速度等の通信設備としての能力も大幅に向上することから、現実取得する設備の費用ではなく、既存設備と同等な設備の取得費用に基づき算定することが必要とする意見が、当研究会の議論の過程で表明されたところである。

これらの意見について、当研究会は、

ウ 新規設備の取得費用は、基本的に既存設備と同等の能力を有する代替設備の範囲内で算定することが適当であること

エ 同等の能力と言っても、技術革新の激しい通信分野においては、時代の変遷に応じ、既存設備の取得時点と全く同等を指すのではなく、取得時点において相応しい能力と考えることが適当であること

オ 他方、全く既存設備と同等の能力の設備であれば、時代の変遷に伴い、低廉化すると考えられること

などの事情も踏まえ、特にイの事情とウの事情で取得費用の高低が相殺される点も勘案して、新規設備の取得費用は既存設備の取得費用に等しいと整理することとした。

適用金利

フランスに倣い実際の市場での調達金利を採用すると、企業の業績如何によって、適用金利が異なるため、複数の企業間での公平性を欠く結果を生じ、適当でないと考えられる（フランスでは、これまで再配分対象は、仏テレコム、国防総省に限られており、公平性の問題は発生していない。）

そこで、当研究会では、適用金利は、客観的な公平性を担保するため、

- ・ 自己資金については、前倒期間に対応した郵便貯金の定期預金金利 0.06%（平成15年3月末現在）を、
- ・ 借入金については、長期プライムレート 1.5%（平成15年3月末現在）を、

原則として適用することとし、これを適用した場合に、実態と大きく乖離するようなケースにあつては、実態を勘案して、原則を適宜、修正するという手法を採用することが適当と整理した。

論点5 撤去費用の扱い

算定対象とする適否

電波の再配分により使用できなくなる無線設備がある場合でも、その設備の撤去をするかどうかは、既存の電波利用者の自由と考えられる。特に、

局舎、鉄塔等を引き続き使用する場合は、逐一、撤去しないのではないかと指摘があった。

本指摘には、現場では、使用しない設備は速やかに撤去し会計上も除却するのが一般的であるし、さもなくば不良資産を抱えることになり不相当とする説明。また、こうした設備を放置すると、錆の発生などにより物理的にも問題が発生するので、必ず撤去する必要がある旨の説明があった。

これらの説明も踏まえ、電波再配分により、実態として電波の利用者には新たに設備の撤去費用等の費用負担が発生することを重視して、撤去費用についても、算定対象として検討を深めることとした。

算定方式

撤去費用はいずれ免許人に生じる費用であり、これまでも10年以上の準備期間を設けて実施した電波再配分の形態では、撤去費用を補償対象としていない。そこで、過去の整理との整合性も踏まえ、撤去費用については、新規設備の取得費用と同じく、迅速な再配分の結果、新たに発生する期間損失として、前倒し支払いに伴う金融費用についてのみ補償対象とすることが適当と整理した。

論点6 営業補償の扱い

行政実務や判例等においても、「通常生ずる損失」には営業補償も含まれるが、今回の算定において営業補償の要素が含まれていない点についての問題提起があった。

これについては、今回の給付金制度の導入が、

電波再配分の円滑化のため、事前に定型化が可能な算定方式とすることが適当であること

今回の検討対象である再配分形態は、主として中継系固定局による無線利用を光ファイバ等の有線系への転換や、周波数帯域の圧縮措置を前提としており、実際には、営業補償の問題が生じないこと等から、少なくとも今回の算定方式においては、営業補償の要素を含めないことが適当とされた。

論点7 5年を超える再配分の場合の給付金の支給

鉄塔・局舎等は、送受信装置やアンテナ等とは異なり、通常、相当期間、更改が想定されないものである。また、これら設備には法定耐用年数が極め

て長いものがあり、多額の投資を伴っているものが多い。

したがって、鉄塔、局舎等については、

ア 社会通念上、電波利用者の継続使用に対する期待が強いこと

イ 5年を超える期間の再配分を行った場合でも、多額の残存簿価等が残る可能性が高いこと

から、給付金の検討対象とすることが適当と考えられる。

ただし、10年以上の準備期間を設けた電波の再配分では、

ウ 同期間中に、資産価値の償却も相当程度進むこと

エ 従来から補償を伴うことなく電波の再配分を実施してきた経緯

等を踏まえれば、こうした場合に補償対象とならないことについては、電波利用者は受忍すべき立場にあると考えられることから、給付金の検討対象としないことが適当とされた。

このように、局舎・鉄塔等の場合、過去の投資に係る損失額が多額に上る可能性が高く、かつ、現実に会計上、除却損が計上されることから、これを算定対象とすることは適当としたが、電波利用者の電波利用継続への期待が強く保護されるべきは、あくまで、再配分計画の公表から5年の利用までに止めることが適当であり、当研究会では、期間損失（金融費用に相当）は、補償対象に含めないことが適当と整理した。

論点8 電波の再配分の円滑化のためのインセンティブ付与方策

免許人の責務

a) 無線局の免許人は、電波の逼迫状況が深刻化している中で、国民共有の有限希少な電波資源を利用できる特別な地位にあること

b) 電波の有効利用推進に関する政府の施策への積極的な協力を行うことが免許人の重要な責務

等を踏まえ、インセンティブ付与の検討は、既存免許人の保護の立場ではなく、新たな電波ニーズの振興の観点から検討することが適当である。

そこで、本検討は、電波の再配分形態が、既存の電波利用者が最終使用期限よりも前倒しして電波利用を終了することにより、これに対応して、早期の新規参入が可能となる場合に限ることとした。

具体的方策

給付金の算定期間及び支給時期は、電波の最終使用期限において支給額を算定し、同期間において支給することを原則としている。この点につい

て、迅速化の観点から、前倒しして電波利用を終了した場合に、構成員からの意見等も踏まえ、

- a) 給付金額の算定は、最終使用期限における電波利用の終了を前提として算定するが、その給付金の支給時期は、実際の撤去日とする案。
- b) 給付金額の算定も、実際の撤去日を基準として算定し、実際の撤去日に給付金を支払うこととする案

の2案について、検討を行った。

当研究会では、b)案であると、給付金額の増加により、新規参入者の再配分費用の負担が増加することになるほか、電波の再配分計画の策定時に給付金総額の確定ができないこと、さらに、電波利用者は、上記の立場にあることを踏まえれば、b)案の採用は不相当とされた。

他方、a)案については、給付金総額はほとんど変動せず（観念的には利払いの要素はある）新規参入者や行政における予見可能性が保たれること、設備の撤去者にとっても実際に費用が発生する際に受給できること等の利点があることから、a)案の採用が相当と整理された。

中継系固定局及び気象レーダの概要

端局



端局：通信区間の両端にあり、複数のルート向けのアンテナが、地上数十m～百数十mに設置されている。都市部に設置される場合が多い。

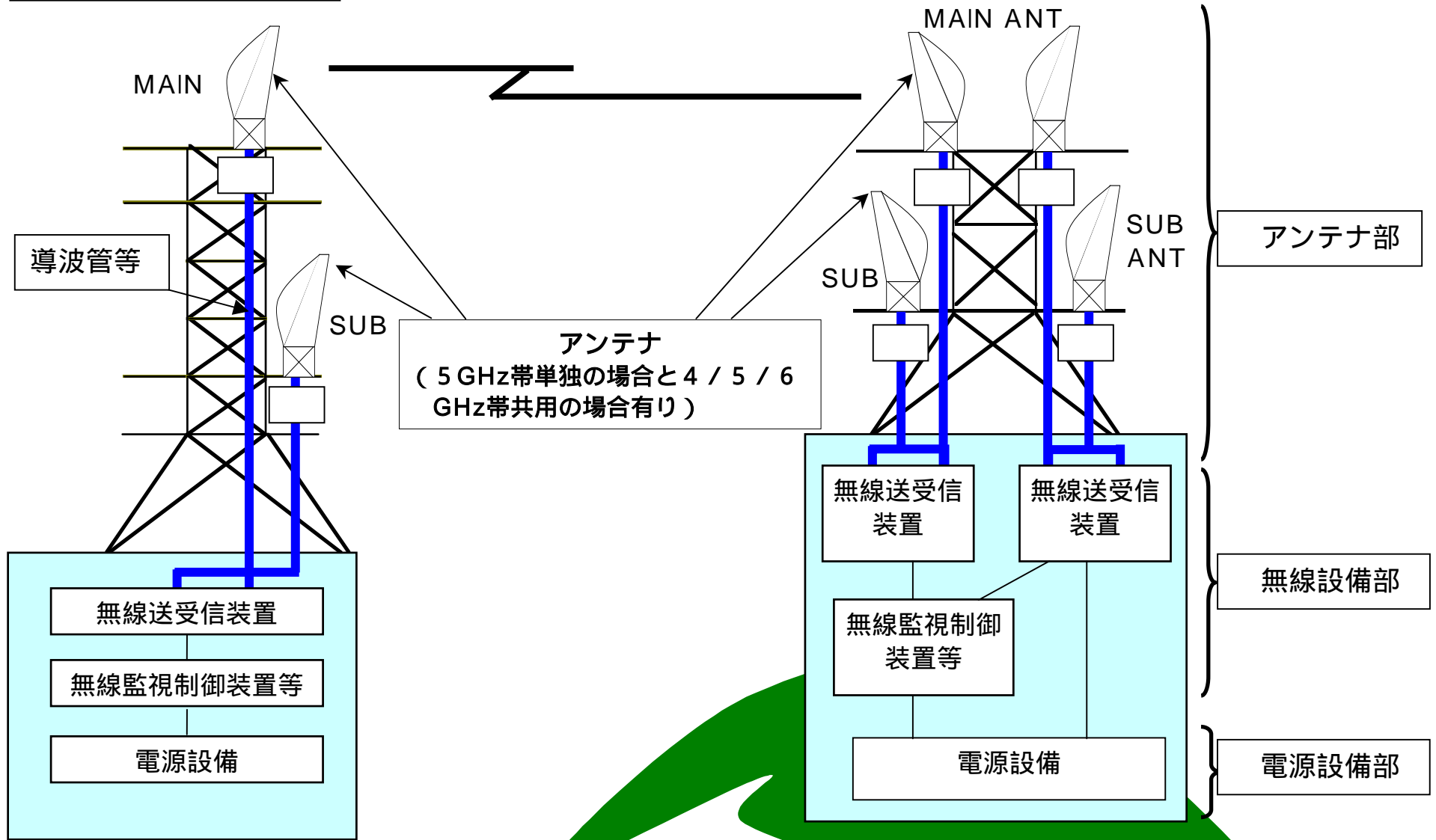
中間中継局



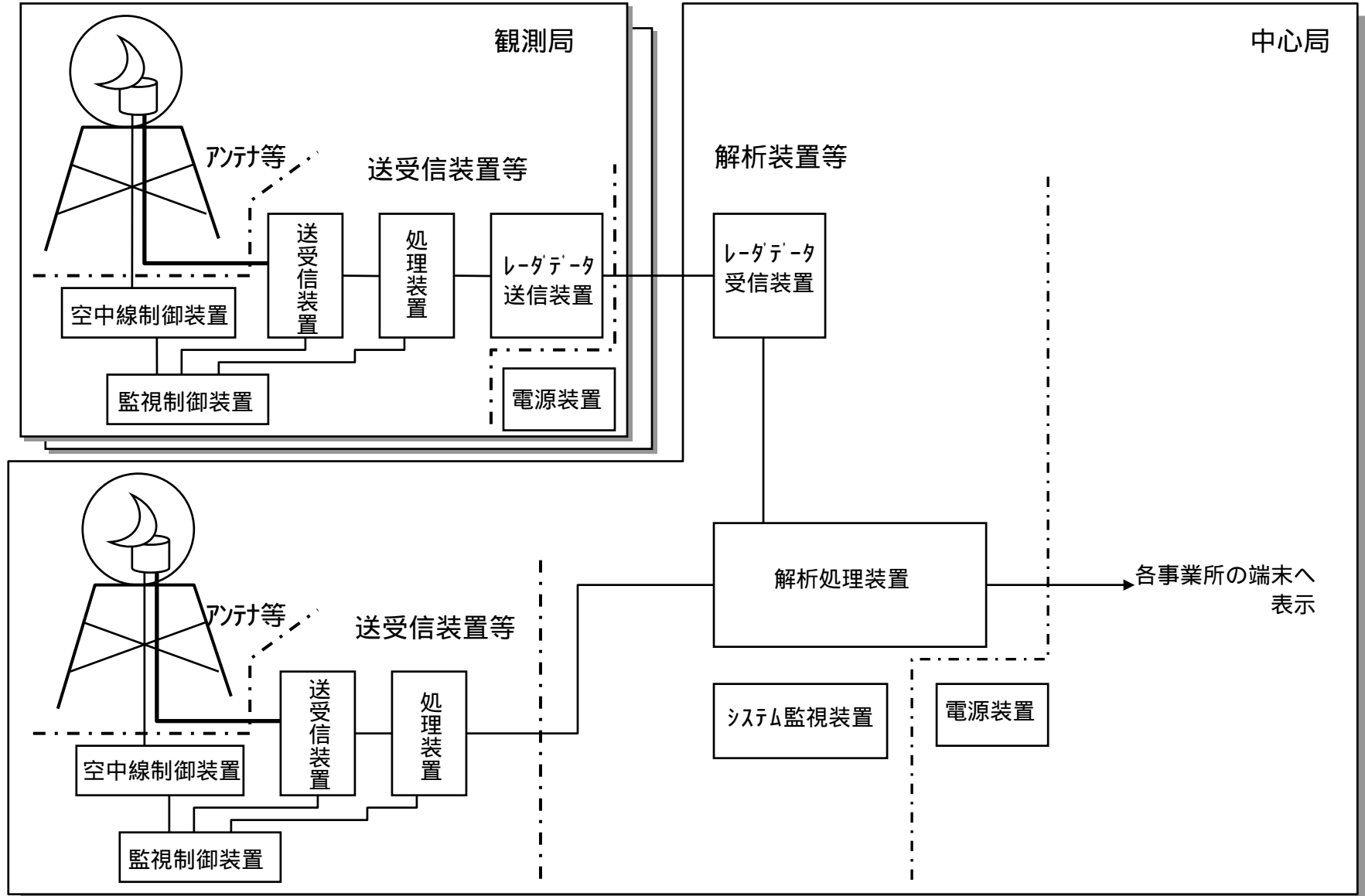
中間中継局：端局間において電波を中継するための局。中継方向に複数のアンテナを設置し、相手局と見通す為に山間部及び郊外に設置される場合が多い。

無線局設備の概要

2



雷レーダ局のシステム概要



雷レーダ局のシステム概要

アンテナ
↓



空中線制御装置

送受信装置



処理装置



解析処理装置 (中心局)



法定耐用年数の一覧

	耐用年数が20年以上のもの		耐用年数が20年未満のもの	
	種類	耐用年数	種類	耐用年数
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造り (送受信所用、発電所用等)	38年	木造 (送受信所用)	17年
	ブロック造り	34年	仮設のもの	7年
	金属造り	31年		
無線設備の支持物	鉄筋コンクリート柱 (無線通信用)	42年	木塔及び木柱 (無線通信用)	10年
	鉄塔及び鉄柱(無線通信用)	40年		
	鉄塔(電気事業用)	22年		